

(参考) 大阪エコ農産物とは (パンフレット「大阪エコ農産物認証制度」より一部抜粋、加筆)

1. 大阪エコ農産物認証制度とは

農薬 (有機農産物の日本農林規格において使用可能な農薬を除く。以下同じ) と化学肥料 (チッソ) の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農作物を、府が市町村、JA 等と連携して、「大阪エコ農産物」として認証する制度です。

2. 大阪エコ農産物とは

以下の条件を満たした農産物で、大阪府知事が認証したものです。

- (1) 府が作物ごとに定めた**農薬使用回数**を超えていないこと
- (2) 府が作物ごとに定めた**化学肥料使用量**を超えていないこと
- (3) 遺伝子組み換え作物でないこと

3. 大阪エコ農産物の認証

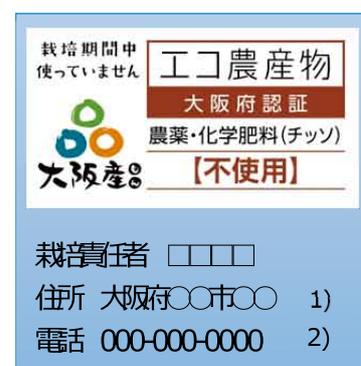
- (1) 販売を目的に、大阪府内で農産物を生産している府内の農業者や農業者で組織する団体が、「栽培責任者」として「大阪エコ農産物」の認証申請を行うことができます。
- (2) 認証を受けようとする栽培責任者は、農産物の生産計画の申請書を原則として、居住する市町村の推進協議会 (以下、協議会) を通じて府に提出してください。
- (3) 申請は、作物および作型ごとに行う必要があり、1作物当たり 1a 以上の栽培面積が必要です (1筆、1区画当たり 1a 以上)。
- (4) 協議会から府への申請書受付は1月と7月の2回です。
- (5) 栽培責任者は府、市町村、JA 等が行う農薬安全使用研修を定期的に受ける必要があります。

4. 認証マークの表示

認証された農産物には、認証区分に沿った認証マーク (「**農薬・化学肥料5割減**」「**農薬・化学肥料不使用**」「**農薬・化学肥料(チッソ)不使用**) を、出荷容器、包装物、又は農産物に貼付して出荷・販売してください。

認証マークとあわせて、大阪府認証、○○○産、△△○○野菜等を表記できます。

(記載例) 栽培責任者の氏名 (団体名)、連絡先をマークとセットで必ず表示してください。



注意点 1) 番地は省略可

2) ファックス番号、メールアドレスでも可

左) 農薬・化学肥料不使用の認証マーク

右) 農薬・チッソ成分のみ化学肥料不使用の認証マーク

大阪エコ農産物認証制度では、平成 29 年 3 月認証分より、環境面や食品の生産者として欠かすことができない事項を点検していただく「自己点検シート」を導入しました。慣行の栽培をされている方もぜひご活用ください。

<様式 7 号>

大阪府認証エコ農産物 自己点検シート

申請者名：

項 目	チェック☑	
	申請時	報告時
1 効果的・効率的で適正な防除【必須】		
①	効果的かつ効率的な防除のため、生物農薬の利用やバタがけ等、環境にやさしい防除技術の積極的な利用や、病害虫の発生予察情報を活用する。	
②	農薬を使用するときには、ラベルの使用方法を確認し、記載された内容に従って使用する。 (農薬取締法の遵守)	
③	風の強い日には農薬散布を控え、粒剤や農薬の飛散を抑制するノズル等を使用するなど、周囲のほ場や作物への農薬の飛散を確実に防ぐ。 また、必要に応じて、散布前に、ほ場の周囲の農業者に、農薬散布を知らせる。	
④	農薬は必ずカギのかかる場所で、農薬以外のものと接触しないように保管しておく。 また、別の容器に移し替えたりしない。	
⑤	農薬の使用前には防除器具の破損等がないか点検を行う。さらに、残液による適用外作物への農薬使用とならないよう、散布後は散布機や薬液タンク等の防除器具をしっかりと洗浄する。	
2 適切で効果的・効率的な施肥【必須】		
①	世界的にも資源の枯渇が懸念されているリン酸についても、従来のエコ栽培基準の範囲内で使用するよう努める。	
3 生産情報の記録【必須】		
①	エコ農産物を出荷する前に必ず、栽培記録により協議会から基準内であることの確認を受ける。	
②	農薬及び肥料の購入時には伝票等の記録を残し、購入や在庫、保管状況を把握しておく。	
③	消費者等からの情報開示に対応できるよう、農薬及び肥料の使用状況などの生産情報や出荷状況の記録は 3 年間残すとともに、栽培計画の作成に役立てる。	
4 安全・安心な食品（エコ農産物）生産【必須】		
①	ほ場内や作業場、水源等の生産施設において、汚染源の可能性があるペットを含む小動物、ネズミ、カラス、イノシシや虫等が入らないよう柵や網を設置する等の対策をとる。 併せて、大腸菌などの病原性物質をはじめとした有害物質等の汚染源がないことを確認する。 作業後は、作業場の清掃を行い清潔に保つ。	
②	ハサミやナイフ、コンテナ等の収穫器具や、出荷箱、出荷袋については、常に清潔なものを使用するとともに、作業服のポケットや作業台には作業に関係のないものは置かない。また、作業後に刃物類の数量を確認する。	
③	作業前は作業者の体調確認を行い、感染症が疑われるときは作業に従事しない。 さらに、清潔な手袋の使用や手洗い等、作業者の衛生管理を行う。	
5 認証マークの適切な表示【必須】		
①	認証マークは適正に保管・管理する。 出荷・販売前に、生産ほ場・品目・肥料・農薬等について生産状況確認を受け、その結果、エコ農産物として適正であった農産物にのみ認証マークを使用する。認証区分についても、生産状況確認結果を反映した認証マークを使用する。	
6 土づくりの励行【推奨】		
①	堆肥や有機質資材等の施用を積極的に行い、土づくりを励行する。	
②	ほ場内及び周辺に有害物質（農薬の空容器、オイル缶等）等の汚染源がないことを確認する。	
③	家畜ふん堆肥については、完全に堆肥化されたものを使用する。	
7 環境への配慮【推奨】		
①	温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑え、さらに資源を有効利用するため、加温施設においては適正な温度管理を、トラクターや穀類乾燥機などの機械は適切に補修や点検整備を行う。	
②	使用済みプラスチックや空容器等の廃棄物は、適正に処理する。 また、作物残さ等の有機物についても、堆肥化など効果的な活用を積極的に進める。	
③	講習会へ積極的に参加し、新たな知見や技術等の情報収集を積極的に行う。	